

福岡県医発第1269号(地)

平成20年 9月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について

学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律73号）が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の改正は、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるもので、改正の概要は下記のとおりです。

つきましては、制度の円滑な施行のため、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○学校保健法の一部改正（学校保健・学校安全）

- ・ 法律名を「学校保健安全法」に改称
 - ・ 国及び地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）を明記
 - ・ 学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記
- －学校保健－
- ・ 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実
 - ・ 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 福富稔明
学校保健副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

- ・ 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全
- ・ 国的な基準の法制化

－学校安全－

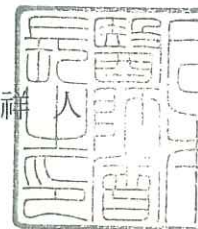
- ・ 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- ・ 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- ・ 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

○学校給食法の一部改正

- ・ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(食育の観点から学校給食の目標を改定、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進)
- ・ 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法律化

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人



学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律73号)が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。この改正につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局長より、各都道府県教育委員会等関係機関宛へ通知がなされ、本会に対しましても、周知・協力依頼がありました。

今回の改正は、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。改正の概要は以下の通りです。つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会会員並びに貴会関係郡市区医師会への周知方につきまして、貴職のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

○学校保健法の一部改正(学校保健・学校安全)

- ・ 法律の題名を「学校保健安全法」に改称
- ・ 国・地方公共団体の責務(財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等)を明記
- ・ 学校の設置者の責務(学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等)を明記

ー学校保健ー

- ・ 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- ・ 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- ・ 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

ー学校安全ー

- ・ 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- ・ 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- ・ 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

○学校給食法の一部改正(食育・学校給食)

- ・ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(食育の観点から学校給食の目標を改定、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進)
- ・ 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化



以上



20ス学健第23号
平成20年8月18日

社団法人日本医師会会長
唐 澤 祥 人 殿

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課長 松 川 憲 行



学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（依頼）

このたび、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることについて、別添のとおり平成20年7月9日付け20文科ス第522号において各都道府県教育委員会等に通知したところです。

つきましては、貴会におかれましても、本改正の趣旨に御理解をいただき、今後の学校保健の充実に引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。

また、本改正の内容につきまして、貴会傘下の各都道府県医師会等に周知いただきますよう併せてお願いいたします。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健指導係
電 話 03-6734-2918

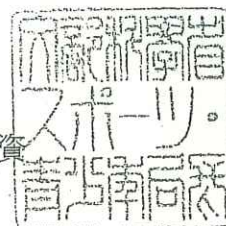


20文科ス第522号
平成20年7月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋口修資



(印影印刷)

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添1のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」（以下「改正法」という。）が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いいたします。

(3) 保健指導

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとしたこと。(第9条関係)

(4) 地域の医療機関等との連携

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとしたこと。(第10条関係)

三 学校安全に関する事項

(1) 学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等(以下「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合(以下「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。(第26条関係)

(2) 総合的な学校安全計画の策定及び実施

学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、これを実施しなければならないこととしたこと。(第27条関係)

(3) 学校環境の安全の確保

校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。(第28条関係)

(4) 危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとしたこと。

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康を回復させるため、必要な支援を行うものとしたこと。(第29条関係)

(5) 地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとしたこと。(第30条関係)

四 その他

専修学校における保健管理及び安全管理について、関係する規定を準用すること

を講ずるものとしたこと。

- 2 栄養教諭が1の指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵みに対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとしたこと。
- 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとしたこと。(第10条関係)

第3 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正法第3条関係)

夜間課程を置く高等学校における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第7条関係)

第4 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正法第4条関係)

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第6条関係)

第5 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。(附則第1条関係)
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第2条関係)
- 3 この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。(附則第3条から第11条まで関係)
- 4 その他所要の改正を行うこと。

第二 留意事項

第1 学校保健安全法関連

一 学校保健及び学校安全に共通する留意事項

(1) 施策の推進に当たっての配慮

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校長の下で組織的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告書、指導用参考資料、調査結果等(別添4参照)に御留意いただき、適切な対応に努められたいこと。

(2) 国及び地方公共団体の責務について(第3条)

- 1 第1項において、国及び地方公共団体が学校保健及び学校安全に関して講ずべき必要な施策としては、例えば、物的条件や人的体制の整備充実に係る財政上又は法制上の措置、通知や各種会議等を通じた情報提供や指導助言、指導用参考資料や実践事例集の作成・配布、関係教職員を対象とした研修会の開催などが考えられること。

内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。

- 2 学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より第3項の申出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。このことは、第28条に基づく学校の施設設備の改善措置についても同様であること。
- 3 学校の環境衛生の維持改善に当たっては、受水槽など環境衛生に係る施設設備の適切な管理を図るとともに、環境衛生検査に必要な図面等の書類や検査結果の保管について万全を期されたいこと。

(7) 保健指導について(第9条)

- 1 近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第9条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第8条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

- 2 学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病の予防や歯・口の健康づくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担っており、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待されることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するため、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用に努められたいこと。

三 学校安全に関する留意事項

(8) 学校安全に関する学校の設置者の責務について(第26条)

- 1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- 2 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所(農場など実習施設等)を想定していること。

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に

力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

(10) 危険等発生時対処要領の作成等について（第29条）

- 1 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。
- 2 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

第2 学校給食法関連

(1) 学校における食育の推進と栄養教諭の配置促進について

改正法により、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、学校給食の目標についても食育推進の観点から見直しが行われるとともに、第10条においては、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととされたところであり、各都道府県教育委員会等においては、このような改正法の趣旨を踏まえ、学校給食を活用しつつ、教育活動全体を通じて学校における食育の更なる推進を図るとともに、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の一層の配置拡大に努めていただきたいこと。

なお、このことについては、「栄養教諭の配置促進について」（平成19年7月11日付け19文科ス第156号文部科学省スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知並びに19文科ス第157号文部科学事務次官通知）も併せて参照されたいこと。

(2) 学校給食における地場産物の活用の推進（第10条第2項）

栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うに当たり、学校給食において地場産物を活用することは、地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食に携わる人々や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど教育的意義を有するものであることから、学校給食実施校におかれては、学校給食における地場産物の積極的な活用に配慮いただきたいこと。また、米飯給食は、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯の正しい食習慣を身に付けさせたり、我が国の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること（第2条第6号）ができるなどの教育的意義を有するものであり、引き続きその普及・定着に努められたいこと。

なお、学校給食の食材として具体的にどのような食材を用いるかについては、児童生徒の健康状態、家庭における食生活、生活活動の実態、食品の安全性の確保など地域の実情等を踏まえ、学校給食実施者が適切に判断すべきものであること。

学校保健法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年六月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第七十三号

学校保健法等の一部を改正する法律

(学校保健法の一部改正)

第一条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

学校保健安全法

目次中「第三条の二」を「第三条」に、
第二章 健康診断及び健康相談(第四条―第十一条)
第三章 伝染病の予防(第十二条―第十四条)
第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学
校保健師の養成並びに学校医、学校歯科医及び学
校保健師の職務の援助及び国の補助(第十五条―第十七条)

「第二章 学校保健」
第一節 学校の管理運営等(第四条―第七条)

第二節 健康相談等(第八条―第十条)

第三節 健康診断(第十一条―第十三条)

第四節 伝染病の予防(第十四条―第十五条)

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学
校保健師の養成並びに学校医、学校歯科医及び学
校保健師の職務の援助及び国の補助(第十六条―第十七条)

第六節 学校保健安全(第十八条―第三十条)

校薬剤師(第十五条・第十六条)を
第十八条

薬剤師(第二十二條・第二十三條
第二十五條)

三十一條・第三十二條」に改める。

に、「第六章」を「第四章」に、「第十九条―第二十二條」を「第

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に關し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に關する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に關し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確實かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に關する計画の策定その他の所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に關する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食法の一部改正)

第二条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 学校給食の実施に關する基本的な事項(第六条―第九条)

第三章 学校給食を活用した食に關する指導(第十条)

第四章 雑則(第十一条―第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「資し」を「資するものであり」に、「國民の食生活の改善に寄与する」を「児童及び生徒の食に關する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」に、「の実施」を「及び学校給食を活用した食に關する指導の実施」に改め、「普及充実」の下に「及び学校における食育の推進」を加える。

第二条中「については」を「を実施するに当たっては」に改め、「の各号」を削り、「の達成に」を「が達成されるよう」に改め、同条第四号中「食糧」を「食料」に、「配分」を「流通」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「社交性」の下に「及び協同の精神」を加え、同条を同条第三号とし、同条の次に次の三号を加える。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第二条第一号中「正しい理解と」を「正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び」に、「習慣」を「食習慣」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 学校給食の実施に關する基本的な事項

第十条を第十四条とする。

第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を削る。

第七条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、同条の前に次の二条、一章及び章名を加える。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めるときは、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に關する指導

第十条 養護教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に關して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に關する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に關する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年五月三十日
衆議院文部科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加に対応するため、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源の一層の充実を図ること。
- 二 多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修の充実を図ること。
- 三 学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。
- 四 子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、今般「学校環境衛生の基準」が法律上明記されるに当たり、その完全実施に向けて万全を期すること。
- 五 学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするとともに、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うこと。
- 六 各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援に努めること。
- 七 学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。
- 八 各学校において、通学も含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。
- 九 各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、スクールガード・リーダーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。
- 十 学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、学校安全対策の重要性について国民の理解を深めるよう努めること。

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年六月十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加にかんがみ、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源及び学校における救急処置、健康相談又は保健指導を行うための保健室の施設設備など物的資源の一層の充実を図ること。
- 二、多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実を図ること。
- 三、学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。
- 四、「学校環境衛生基準」の作成に当たっては、子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、その完全実施に向けて万全を期すこと。
- 五、学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするほか、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うとともに、障がいをもつ児童生徒等について合理的な配慮を行うこと。
- 六、各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援を行うこと。
- 七、学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。
- 八、各学校において、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、関係省庁の連携を充実させるとともに、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。
- 九、各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、専ら学校安全対策に従事する者、スクールガード・リーダー等の配置の充実等人的体制の整備を行うこと。

関係通知・報告書・指導用参考資料・調査結果等

(○関係通知、●報告書・参考資料・調査結果等)

- 中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(平成20年1月17日)

学校保健

【健康教育全般】

- 「私の健康(小学生用)」(平成20年3月文部科学省)
- 「かけがえのない自分かけがえのない健康(中学生用)」(平成20年3月文部科学省)
- 「健康な生活を送るために(高校生用)」(平成20年3月文部科学省)

【健康診断】

- 就学時の健康診断マニュアル(平成14年3月財団法人日本学校保健会)
- 児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版)(平成18年3月財団法人日本学校保健会)

【学校環境衛生】

- 『学校環境衛生の基準』の一部改訂について(平成19年7月10日付け19文科ス第155号スポーツ・青少年局長通知)
- 「学校環境衛生管理マニュアル」(平成16年3月文部科学省)
- 学校における室内空气中化学物質に関する実態調査(平成13年12月、平成16年2月文部科学省)
- 「健康的な学習環境を確保するためにー有害な化学物質の室内濃度低減に向けてー」(平成18年6月文部科学省)

【メンタルヘルス】

- 「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(平成19年2月財団法人日本学校保健会)
- 保健室利用状況に関する調査報告書 平成18年度調査(平成20年2月財団法人日本学校保健会)

【アレルギー疾患への対応】

- 『学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン』について(平成20年6月4日付け20文科ス第339号スポーツ・青少年局長通知)

- 「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成20年6月18日付け20文科施第126号）
- 「地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準等の改正について（通知）」（平成20年6月30日付け20文科施第137号）
- 防災教育教材「災害から命を守るために」（平成20年3月文部科学省）
- 「台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために」（平成17年3月文部科学省）

【生活安全（防犯含む。）】

（防犯対策（不審者侵入対策、通学路における安全確保））

- 「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告について」（平成17年3月31日付け16文科ス第463号生涯学習政策局長、初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知）
- 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日付け17文科ス第333号生涯学習政策局長、初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知）
- 「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」（平成18年2月17日付け17文科ス第423号初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長）
- 「犯罪から子どもを守るための対策」（平成17年12月20日犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議）
- 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月文部科学省）
- 学校における防犯教室等実践事例集（平成18年3月文部科学省）
- 登下校時の安全確保に関する取組事例集（平成18年1月文部科学省）
- 防犯教室用小学校低学年向けリーフレット「大切ないのちとあんぜん」（平成18年2月文部科学省）
- 学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年6月文部科学省）
- 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（平成14年12月文部科学省）
- 学校の安全管理の取組状況に関する調査（平成18年度実績）（平成20年1月文部科学省）
- 学校施設における防犯対策の点検・改善のために～学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書～（平成19年8月文部科学省大臣官房文教施設企画部及び国立教育政策研究所文教施設研究センター）

（施設・設備の維持点検）

- 「安全で快適な学校施設を維持するために」（平成13年3月文部科学省）

- 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について」（平成17年4月1日付け17文科ス第12号スポーツ・青少年局長、生涯学習政策局長及び初等中等教育局長通知）
- 「栄養教諭の配置促進について」（平成19年7月11日付け19文科ス第156号スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知並びに19文科ス第157号文部科学事務次官通知）

（食に関する指導）

- 食に関する指導の手引（平成19年3月文部科学省）
- 食生活学習教材（小学校低学年、高学年、中学生用、指導者用）（平成20年3月文部科学省）
- 「平成17年度児童生徒の食生活等実態調査報告書」（平成19年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）

（学校給食）

- 「学校給食における食事内容について」（平成15年5月30日付け15文科ス第121号スポーツ・青少年局長通知）
- 「『学校給食衛生管理の基準』の一部改訂について」（平成17年3月31日付け16文科ス第462号スポーツ・青少年局長通知）
- 学校給食調理場における手洗いマニュアル（平成20年3月文部科学省）
- 「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」（平成19年1月24日付け18文科ス第406号スポーツ・青少年局長通知）

その他

（学校施設の整備全般）

- 学校施設整備指針（平成19年7月ほか文部科学省）